官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（一九）　九
○外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（一〇）　三五
○健康保険法等の一部を改正する法律（一一）　三
○出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律（一二）　六一
○太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律（一三）　四六
〔政　令〕
○農林中央金庫法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一九二）　七〇
○外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（一九四）　七一
〔府令・省令〕
○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通一一）　七一
〔省　令〕
○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令（厚生労働九九）　七三
〔法規的告示〕
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準の一部を改正する件（内閣府七一）　七四
〔その他告示〕
○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組の一部を改正する件（厚生労働一一一九）　八二
○道路に関する件（北海道開発局四四）　八二
〔官庁報告〕
国家試験
令和八年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　八三
令和八年度弁理士試験に係る委員等（工業所有権審議会）　一〇一
公　聴　会
公聴会開催に関する公示（運輸審議会）　一〇三
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　一〇四
裁判所
破産、免責関係　一〇四
特殊法人等
高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和四十一年通商産業省令第五十四号）第十一条の規定に基づく、令和八年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験の実施について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第百四条第五項の規定に基づく、令和八年度液化石油ガス設備士試験の実施について、東日本高速道路株式会社工事開始関係　一一四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一一七
会社その他
会社決算公告　一一八

本号で公布された法令のあらまし

◇経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（法律第二十九号）（経済産業省）

第１　事業適応の円滑化

（１）　国際経済事情激変事業適応

イ　生産性向上設備等のうち、事業の将来における高い生産性の確保に特に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものを「特定生産性向上設備等」とする。（第二条関係）

ロ　事業適応に、国際経済事情激変事業適応の類型を加えるとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業適応事業者が国際経済事情激変事業適応のための措置のうち特定生産性向上設備等の導入を行うのに必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行うものとすること等、国際経済事情激変事業適応計画に関する所要の規定を整備する。（第二十一条の二十、第二十一条の二十一～第二十一条の二十六関係）

（２）　事業費上昇事業適応

事業適応に、事業費上昇事業適応計画の類型を追加し、事業費上昇事業適応計画の認定等に関する規定を整備するとともに、認定事業費上昇事業適応事業者が、所要の事項の記載がある認定事業費上昇事業適応計画に従って行う事業費上昇事業適応のための措置のうち生産性向上設備等の導入を行うのに必要な資金を調達するために社債を発行する場合においては、当該認定事業費上昇事業適応事業者については、会社法第七百二条本文の規定は、適用しないものとすること等、事業費上昇事業適応計画に関する所要の規定を整備する。（第二十一条の二十～第二十一条の二十二、第二十一条の二十三の二～第二十一条の二十六関係）